

## 登録販売者試験問題集 令和8年版【関西広域連合・福井編】 厚生労働省『登録販売者試験問題の作成に関する手引き』変更について

本書は、「試験問題の作成に関する手引き」（令和4年3月作成、令和7年4月一部改訂）に対応した内容となっておりますが、発刊後の令和8年4月に厚生労働省『登録販売者試験問題の作成に関する手引き』が変更となりました。

そのため、令和8年実施試験の問題となる手引きと本書が適合しなくなる部分が生じます。そこで、該当変更箇所を下記のとおり一覧表としてまとめました。ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

※につきましては、弊社では、『登録販売者試験問題の作成に関する手引き』にて削除された内容につき、令和8年度実施試験内容には該当しない不適切問題として取り扱います。

また、問題が手引きの削除と整合性を取るよう内容を書き換えている場合がございます。

令和7年度（2025年）			
ページ	問	新	旧
6	問3	<p>c. 機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに<b>機能性関与成分が有する</b>健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして、国の個別の許可を受けたものである。</p> <p>d. 特定保健用食品は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部は規格基準に従って）特定の保健機能を示す<b>効果</b>や安全性などに関する国の審査を受け、許可されたものである。</p>	<p>c. 機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして、国の個別の許可を受けたものである。</p> <p>d. 特定保健用食品は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部は規格基準に従って）特定の保健機能を示す有効性や安全性などに関する国の審査を受け、許可されたものである。</p>
	問4	<p>d. セルフメディケーション税制は、令和4年1月の<b>見直し</b>により、全ての一般用医薬品が対象となった。</p>	<p>d. セルフメディケーション税制は、令和4年1月の見直しにより、全ての一般用医薬品が対象となった。</p>
11	問18	<p>a. サリドマイド訴訟は、サリドマイド製剤を<b>妊婦又は妊娠していると思われる</b>女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常が発生したことに対する損害賠償訴訟である。</p>	<p>a. サリドマイド訴訟は、サリドマイド製剤を妊娠している女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常が発生したことに対する損害賠償訴訟である。</p>
34	問82	<p>※<b>削除</b></p>	<p>d. 「やせ薬」を標榜した<sup>ぼう</sup>もの等、「無承認無許可医薬品」も法で規定されている医薬品に含まれる。</p>

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 正</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>歪</td> </tr> <tr> <td>2. 正</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>誤</td> </tr> <tr> <td>3. 誤</td> <td>正</td> <td>正</td> <td>誤</td> </tr> <tr> <td>4. 誤</td> <td>誤</td> <td>誤</td> <td>歪</td> </tr> <tr> <td>5. 正</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>歪</td> </tr> </tbody> </table>	a	b	c	d	1. 正	誤	正	歪	2. 正	誤	正	誤	3. 誤	正	正	誤	4. 誤	誤	誤	歪	5. 正	正	誤	歪	<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 正</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>2. 正</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>誤</td> </tr> <tr> <td>3. 誤</td> <td>正</td> <td>正</td> <td>誤</td> </tr> <tr> <td>4. 誤</td> <td>誤</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>5. 正</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> </tbody> </table>	a	b	c	d	1. 正	誤	正	正	2. 正	誤	正	誤	3. 誤	正	正	誤	4. 誤	誤	誤	正	5. 正	正	誤	正
a	b	c	d																																																
1. 正	誤	正	歪																																																
2. 正	誤	正	誤																																																
3. 誤	正	正	誤																																																
4. 誤	誤	誤	歪																																																
5. 正	正	誤	歪																																																
a	b	c	d																																																
1. 正	誤	正	正																																																
2. 正	誤	正	誤																																																
3. 誤	正	正	誤																																																
4. 誤	誤	誤	正																																																
5. 正	正	誤	正																																																
36	問 89	<p>2. 特定保健用食品の特定の保健の用途を表示するには、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す<b>効果</b>や安全性等に関する審査を受け、許可又は承認を取得することが必要である。</p> <p>4. 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた<b>機能性関与性機能成分が有する</b>機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官へ届け出る必要がある。</p>	<p>2. 特定保健用食品の特定の保健の用途を表示するには、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する審査を受け、許可又は承認を取得することが必要である。</p> <p>4. 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官へ届け出る必要がある。</p>																																																
40	問 98	c. 店舗販売業者は、 <b>要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）及び</b> 一般用医薬品を購入しようとする者から、対面又は電話により相談応需の希望があった場合、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により情報提供を行わせなければならない。	c. 店舗販売業者は、一般用医薬品を購入しようとする者から、対面又は電話により相談応需の希望があった場合、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により情報提供を行わせなければならない。																																																
41	問 102	d. 医療用医薬品では、紙の添付文書の同梱を廃止し、注意事項等情報は電子的な方法により提供されることとなったが、一般用医薬品は、 <b>添付文書がある場合</b> は引き続き紙の添付文書が同梱されている。	d. 医療用医薬品では、紙の添付文書の同梱を廃止し、注意事項等情報は電子的な方法により提供されることとなったが、一般用医薬品は、引き続き紙の添付文書が同梱されている。																																																
45	問 112	<small>しょうさいこうとう</small> 小柴胡湯による (a) については、1991年4月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、 <small>しょうさいこうとう</small> 小柴胡湯と (b) の併用例による (a) が報告されたことから、1994年1月、(b) との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が <small>しょうさいこうとう</small> 小柴胡湯を使用して (a) を発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996年3月、厚生省 (当時) より関係製薬企業に対して (c) の配布が指示された。	<small>しょうさいこうとう</small> 小柴胡湯による (a) については、1991年4月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、 <small>しょうさいこうとう</small> 小柴胡湯と (b) の併用例による (a) が報告されたことから、1994年1月、(b) との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が <small>しょうさいこうとう</small> 小柴胡湯を使用して (a) が発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996年3月、厚生省 (当時) より関係製薬企業に対して (c) の配布が指示された。																																																

令和7年度（2025年）正解&解説

55	問 89	3. 栄養機能食品は、個別の許可申請を行う必要がない自己認証となっているが、ある食品を栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、定められた下限値及び上限値の範囲内にある必要があるほか、当該栄養成分の機能だけでなく摂取をする上での注意事項も表示する必要がある。	3. 栄養機能食品は、栄養成分の機能表示に関しては、消費者庁長官の許可は要さないが、その表示と併せて、当該栄養成分を摂取する上での注意事項を適正に表示することが求められている。
56	問 98	c. 店舗販売業者は、店舗に貯蔵し、又は陳列している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売することができる。	c. 店舗販売業者は、店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売することができる。
57	問 112	小柴胡湯 <small>しょうさいことう</small> による（a：間質性肺炎）については、1991年4月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、小柴胡湯と（b：インターフェロン製剤）の併用例による（a：間質性肺炎）が報告されたことから、1994年1月、（b：インターフェロン製剤）との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者 <small>しょうさいことう</small> が小柴胡湯を使用して（a：間質性肺炎）を発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996年3月、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して（c：緊急安全性情報）の配布が指示された。	小柴胡湯 <small>しょうさいことう</small> による（a：間質性肺炎）については、1991年4月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、小柴胡湯と（b：インターフェロン製剤）の併用例による（a：間質性肺炎）が報告されたことから、1994年1月、（b：インターフェロン製剤）との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者 <small>しょうさいことう</small> が小柴胡湯を使用して（a：間質性肺炎）を発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996年3月、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して（c：緊急安全性情報）の配布が指示された。

令和6年度（2024年）

60	問 4	<p>c. 「特定保健用食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに機能性関与成分が有する健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品で、国に個別の許可を受けたものではない。</p> <p>d. 「栄養機能食品」は、食生活において栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）の補給を目的として摂取する者に対し、その栄養成分の機能の表示をする食品であり、個別の許可申請を行う必要がない自己認証である。</p>	<p>c. 「特定保健用食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品で、国に個別の許可を受けたものではない。</p> <p>d. 「栄養機能食品」は、身体の健全な成長や発達、健康維持に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）の補給を目的としたもので、国が定めた規格基準に適合したものであれば、その栄養成分の健康機能を表示できる。</p>
----	-----	---	---

64	問 17	<p>a. 解熱鎮痛薬として販売されたサリドマイド製剤を<b>妊婦又は妊娠していると思われる</b>女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生した。</p> <p>b. サリドマイドの血管新生を妨げる作用は、サリドマイドの<b>鏡像異性体（光学異性体）</b>のうち、一方の異性体のみが有する作用であるため、もう一方の異性体を分離して製剤化すれば避けることができる。</p> <p>c. <b>妊婦又は妊娠していると思われる</b>女性がサリドマイドを摂取した場合、サリドマイドは血液-胎盤関門を通過して胎児に移行する。</p>	<p>a. 解熱鎮痛薬として販売されたサリドマイド製剤を妊娠している女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生した。</p> <p>b. サリドマイドの血管新生を妨げる作用は、サリドマイドの光学異性体のうち、一方の異性体のみが有する作用であるため、もう一方の異性体を分離して製剤化すれば避けることができる。</p> <p>c. 妊娠している女性がサリドマイドを摂取した場合、サリドマイドは血液-胎盤関門を通過して胎児に移行する。</p>
65	問 20	<p>出産や手術での<b>大量出血</b>などの際に特定の（a）や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。（b）を被告として、2002年から2007年にかけて、5つの地裁で提訴されたが、判決は（b）が責任を負うべき期間等について判断が分かれていた。このような中、C型肝炎ウイルス感染者の早期・一律救済の要請にこたえるべく、（c）によって、2008年1月に特別措置法が制定、施行された。</p>	<p>出産や手術での<b>大量出血</b>などの際に特定の（a）や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。（b）を被告として、2002年から2007年にかけて、5つの地裁で提訴されたが、判決は（b）が責任を負うべき期間等について判断が分かれていた。このような中、C型肝炎ウイルス感染者の早期・一律救済の要請にこたえるべく、（c）によって、2008年1月に特別措置法が制定、施行された。</p>
70	問 36	<p>c. 大黃甘草湯は、体力に関わらず使用でき、便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、<b>湿疹・皮膚炎</b>、ふきでもの、食欲不振、腹部膨満、腸内異常<b>醗酵</b>、痔などの症状の緩和に適すとされる。</p>	<p>c. 大黃甘草湯は、体力に関わらず使用でき、便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、<b>湿疹・皮膚炎</b>、ふきでもの、食欲不振、腹部膨満、腸内異常<b>発酵</b>、痔などの症状の緩和に適すとされる。</p>
76	問 50	<p>a. ケトプロフェンが配合された外皮用薬は、使用している間だけでなく使用後も当分の間、<b>貼付部</b>が紫外線に当たるのを避ける必要がある。</p>	<p>a. ケトプロフェンが配合された外皮用薬は、使用している間だけでなく使用後も当分の間、<b>塗布部</b>が紫外線に当たるのを避ける必要がある。</p>
87	問 84	<p>a. 要指導医薬品は、その適正な使用のために薬剤師又は登録販売者の<b>対面等</b>による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることを必要とする。</p>	<p>a. 要指導医薬品は、その適正な使用のために薬剤師又は登録販売者の<b>対面</b>による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることを必要とする。</p>
89	問 89	<p>b. 機能性表示食品は、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す<b>効果</b>や安全性等に関する審査を受け、許可又は承認を取得することが必要である。</p>	<p>b. 機能性表示食品は、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す<b>有効性</b>や安全性等に関する審査を受け、許可又は承認を取得することが必要である。</p>

92	問 96	<p>d. <b>要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)</b>及び一般用医薬品を購入しようとする者から、対面又は電話により相談応需の希望があった場合には、薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により情報提供を行わせなければならない。</p>	<p>d. 一般用医薬品を購入しようとする者から、対面又は電話により相談応需の希望があった場合には、薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により情報提供を行わせなければならない。</p>
	問 97	<p>次の成分（その水和物及びそれらの塩類を含む。）のうち、「<b>指定濫用防止医薬品（外用剤を除く。）</b>」として厚生労働大臣が指定する「<b>医薬品</b>」について、正しいものの組合せを選べ。</p> <p>a. <b>ノスカピン</b> b. カフェイン c. プロモバレリル尿素 d. エフェドリン</p>	<p>次の成分（その水和物及びそれらの塩類を含む。）のうち、「<b>法施行規則第 15 条の 2 の規定に基づき濫用等のおそれのあるもの</b>」として厚生労働大臣が指定する「<b>医薬品</b>」について、正しいものの組合せを選べ。</p> <p>a. デキストロメトルファン b. カフェイン c. プロモバレリル尿素 d. エフェドリン</p>
	問 98	<p><b>指定濫用防止医薬品（外用剤を除く。）</b>として厚生労働大臣が指定する「<b>医薬品</b>」を販売する場合、法施行規則の規定に基づき、店舗販売業者が当該医薬品を購入しようとする者に対し、薬剤師又は登録販売者に必ず確認させなければならない事項の正誤について、正しい組合せを選べ。</p> <p>a. 購入しようとする者が <b>18 歳未満</b>である場合は、その者の<b>年齢及び</b>保護者の同意</p>	<p>濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する「<b>医薬品</b>」を販売する場合、法施行規則の規定に基づき、店舗販売業者が当該医薬品を購入しようとする者に対し、薬剤師又は登録販売者に必ず確認させなければならない事項の正誤について、正しい組合せを選べ。</p> <p>a. 購入しようとする者が若年者である場合は、その者の<b>年齢及び</b>保護者の同意</p>
97	問 108	<p>c. 製造販売業者には、医療用医薬品で使用されていた有効成分を <b>OTC 医薬品</b>で初めて配合したものについては<b>要指導医薬品に指定され</b>、承認後の一定期間、安全性に関する調査及び調査結果の厚生労働省への報告が求められている。</p>	<p>c. 製造販売業者には、医療用医薬品で使用されていた有効成分を一般用医薬品で初めて配合したものについて、承認後の一定期間、安全性に関する調査及び調査結果の厚生労働省への報告が求められている。</p>
98	問 113	<p>d. 薬物乱用や薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚醒剤、<del>大麻</del>等）により生じるものであり、一般用医薬品によって生じることはない。</p>	<p>d. 薬物乱用や薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚醒剤、大麻等）により生じるものであり、一般用医薬品によって生じることはない。</p>

令和6年度（2024年）正解&解説

101	問 4	c. 記述の内容は「 <b>機能性表示食品</b> 」である。「特定保健用食品」は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、 <b>個別に特定の保健機能を示す効果や安全性などに関する国の審査を受け、許可されたもの</b> である。	c. 記述の内容は「 <b>機能性表示食品</b> 」である。「特定保健用食品」は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、 <b>個別に特定の保健機能を示す有効性や安全性などに関する国の審査を受け、許可されたもの</b> である。
102	問 20	出産や手術での <b>大量出血</b> 等の際に特定の（a： <b>フィブリノゲン製剤</b> ）や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。（b： <b>国及び製薬企業</b> ）を被告として、2002年から2007年にかけて、5つの地裁で提訴されたが、判決は（b： <b>国及び製薬企業</b> ）が責任を負うべき期間等について判断が分かれていた。このような中、C型肝炎ウイルス感染者の早期・一律救済の要請にこたえるべく、（c： <b>議員立法</b> ）によって、2008年1月に特別措置法が制定、施行された。	出産や手術での <b>大量出血</b> 等の際に特定の（a： <b>フィブリノゲン製剤</b> ）や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。（b： <b>国及び製薬企業</b> ）を被告として、2002年から2007年にかけて、5つの地裁で提訴されたが、判決は（b： <b>国及び製薬企業</b> ）が責任を負うべき期間等について判断が分かれていた。このような中、C型肝炎ウイルス感染者の早期・一律救済の要請にこたえるべく、（c： <b>議員立法</b> ）によって、2008年1月に特別措置法が制定、施行された。
105	問 47	d. 記述の内容は、 <b>コンドロイチン硫酸ナトリウム（コンドロイチン硫酸エステルナトリウム）</b> や精製ヒアルロン酸ナトリウムである。アスパラギン酸カリウムは、 <b>新陳代謝を促し、目の疲れを改善する効果</b> を期待して配合されている場合がある。	d. 記述の内容は、 <b>コンドロイチン硫酸ナトリウム</b> や精製ヒアルロン酸ナトリウムである。アスパラギン酸カリウムは、 <b>新陳代謝を促し、目の疲れを改善する効果</b> を期待して配合されている場合がある。
107	問 84	a. 要指導医薬品は、その適正な使用のために <b>薬剤師の対面等</b> による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要である。	a. 要指導医薬品は、その適正な使用のために <b>薬剤師の対面</b> による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要である。
108	問 89	b. 記述の内容は、 <b>特定保健用食品</b> である。機能性表示食品は、事業者の責任において、 <b>科学的根拠に基づいた機能性関与成分が有する機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたもの</b> である。	b. 記述の内容は、 <b>特定保健用食品</b> である。機能性表示食品は、事業者の責任において、 <b>科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたもの</b> である。
	問 96	a. 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する <b>要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）</b> 、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（ <b>毒薬及び劇薬であるものを除く。</b> ）の販売又は授与をいう。	a. 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（ <b>毒薬及び劇薬であるものを除く。</b> ）の販売又は授与をいう。

108	問 97	記述の他に該当するものは、 <b>コデイン、ジヒドロコデイン、ジフェンヒドラミン、デキストロメトルフアン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン</b> である。	記述の他に該当するものは、 <b>コデイン、ジヒドロコデイン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン</b> である。
	問 98	a. 購入しようとする者が <b>18歳未満</b> である場合にあっては、当該者の <b>氏名及び年齢</b> 。	a. 購入しようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の <b>氏名及び年齢</b> 。
<b>令和5年度（2023年）</b>			
112	問 3	a. 「特定保健用食品」は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むものであり、特定の保健機能を示す <b>効果</b> や安全性などに関して、国への届出が必要である。 b. 「栄養機能食品」は、 <b>食生活において</b> 栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）の <b>機能の表示をする食品</b> である。	a. 「特定保健用食品」は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むものであり、特定の保健機能を示す有効性や安全性などに関して、国への届出が必要である。 b. 「栄養機能食品」は、国が定めた規格基準に適合したものであれば、身体の健全な成長や発達、健康維持に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）の健康機能を表示することができる。
113	問 6	c. 医薬品の長期連用により精神的な依存が <b>起こり</b> 、使用量が増え、購入するための経済的な負担が大きくなる例が見られる。	c. 医薬品の長期連用により精神的な依存がおこり、使用量が増え、購入するための経済的な負担が大きくなる例が見られる。
144	問 95	d. 特定販売により <b>要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）及び</b> 一般用医薬品を購入しようとする者から、対面又は電話による相談応需の希望があった場合には、当該薬局において従事する薬剤師又は登録販売者が対面又は電話により情報提供を行わなければならない。	d. 特定販売により一般用医薬品を購入しようとする者から、対面又は電話による相談応需の希望があった場合には、当該薬局において従事する薬剤師又は登録販売者が対面又は電話により情報提供を行わなければならない。
146	問 102	1. 使用上の注意は、「してはいけないこと」、「相談すること」及び「その他の注意」から構成され、枠囲い、文字の色やポイントを <b>変える</b> など他の記載事項と比べて目立つように記載されている。	1. 使用上の注意は、「してはいけないこと」、「相談すること」及び「その他の注意」から構成され、枠囲い、文字の色やポイントを替えるなど他の記載事項と比べて目立つように記載されている。
<b>令和5年度（2023年）正解&amp;解説</b>			
153	問 3	c. 「機能性表示食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに <b>機能性関与成分が有する</b> の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である。	c. 「機能性表示食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に <b>罹患していない者</b> の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である。

154	問 20	a. C型肝炎訴訟は、出産や手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。	a. C型肝炎訴訟は、出産や手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。
160	問 95	c. 特定販売を行う場合は、当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。	c. 特定販売を行う場合は、当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。

令和4年度（2022年）

163	問 3	c. 「特定保健用食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに機能性関与成分が有する健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である。	c. 「特定保健用食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である。																																																												
168	問 18	a. サリドマイド訴訟は、サリドマイド製剤を妊婦又は妊娠していると思われる女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生したことに対する損害賠償訴訟である。	a. サリドマイド訴訟は、サリドマイド製剤を妊娠している女性が使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生したことに対する損害賠償訴訟である。																																																												
		b. サリドマイドは、妊婦又は妊娠していると思われる女性が摂取した場合、血液-胎盤関門を通過して胎児に移行する。	b. サリドマイドは、妊娠している女性が摂取した場合、血液-胎盤関門を通過して胎児に移行する。																																																												
		d. サリドマイドによる薬害は、その鏡像異性体（光学異性体）のうち、一方の異性体のみが有する作用であることから、もう一方の異性体を分離して製剤化した場合には、避けることができる。	d. サリドマイドによる薬害は、その光学異性体のうち、一方の異性体のみが有する作用であることから、もう一方の異性体を分離して製剤化した場合には、避けることができる。																																																												
193	問 83	※削除	a. 「やせ薬」を標榜したものの等、人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている「無承認無許可医薬品」は、医薬品に含まれない。																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>誤</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>正</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>誤</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>正</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	c	d	1.	正	誤	正	誤	2.	正	誤	誤	正	3.	誤	正	正	正	4.	誤	正	誤	正	5.	誤	誤	正	正	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>誤</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>正</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>誤</td> <td>誤</td> <td>正</td> <td>正</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	c	d	1.	正	誤	正	誤	2.	正	誤	誤	正	3.	誤	正	正	正	4.	誤	正	誤	正	5.	誤	誤	正	正
	a	b	c	d																																																											
1.	正	誤	正	誤																																																											
2.	正	誤	誤	正																																																											
3.	誤	正	正	正																																																											
4.	誤	正	誤	正																																																											
5.	誤	誤	正	正																																																											
	a	b	c	d																																																											
1.	正	誤	正	誤																																																											
2.	正	誤	誤	正																																																											
3.	誤	正	正	正																																																											
4.	誤	正	誤	正																																																											
5.	誤	誤	正	正																																																											

195	問 89	b. 機能的表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能的性を表示し、販売前に安全性及び <b>機能的関与成分が有する機能的</b> の根拠に関する情報などについて、厚生労働大臣へ届け出られたものである。	b. 機能的表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能的性を表示し、販売前に安全性及び機能的性の根拠に関する情報などについて、厚生労働大臣へ届け出られたものである。
197	問 94	a. 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する薬局製造販売医薬品、要指導医薬品 <b>(特定要指導医薬品を除く。)</b> 及び <b>医療用</b> 医薬品の販売又は授与をいう。	a. 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与をいう。
198	問 96	<p>一般用医薬品のうち、<b>指定濫用防止医薬品</b>として厚生労働大臣が指定する医薬品<del>（以下、「濫用等のおそれのある医薬品」という。）</del>とその販売に関する記述の正誤について、正しい組合せを一つ選べ。</p> <p>a. <b>指定濫用防止</b>医薬品を購入しようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入しようとする場合、店舗販売業者は、店舗で医薬品の販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、その理由を確認させなければならない。</p> <p>b. <b>指定濫用防止</b>医薬品を購入しようとする者が、<b>18歳未満</b>である場合、店舗販売業者は、店舗で医薬品の販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、購入者の氏名及び年齢を確認させなければならない。</p> <p>c. プロモバレリル尿素を含有する解熱鎮痛剤は、<b>指定濫用防止</b>医薬品ではない。</p> <p>d. メチルエフェドリンを含有する散剤のかぜ薬は、<b>指定濫用防止</b>医薬品<b>ではない</b>。</p>	<p>一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（以下、「濫用等のおそれのある医薬品」という。）とその販売に関する記述の正誤について、正しい組合せを一つ選べ。</p> <p>a. 濫用等のおそれのある医薬品を購入しようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入しようとする場合、店舗販売業者は、店舗で医薬品の販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、その理由を確認させなければならない。</p> <p>b. 濫用等のおそれのある医薬品を購入しようとする者が、若年者である場合、店舗販売業者は、店舗で医薬品の販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、購入者の氏名及び年齢を確認させなければならない。</p> <p>c. プロモバレリル尿素を含有する解熱鎮痛剤は、濫用等のおそれのある医薬品ではない。</p> <p>d. メチルエフェドリンを含有する散剤のかぜ薬は、濫用等のおそれのある医薬品である。</p>
<b>令和4年度（2022年）正解&amp;解説</b>			
209	問 3	c. 記述の内容は、 <b>機能的表示食品</b> 。特定保健用食品は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部は規格基準に従って）特定の保健機能を示す <b>効果</b> や安全性などに関する <b>国の審査</b> を受け、許可されたものである。	c. 記述の内容は、 <b>機能的表示食品</b> 。特定保健用食品は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部は規格基準に従って）特定の保健機能を示す有効性や安全性などに関する <b>国の審査</b> を受け、許可されたものである。
210	問 17	a. 医薬品の副作用被害や <b>いわゆる薬害</b> は、医薬品が十分注意して使用されたとしても <b>起こり得るもの</b> である。	a. 医薬品の副作用被害や <b>いわゆる薬害</b> は、医薬品が十分注意して使用されたとしても <b>起こり得るもの</b> である。

210	問 18	d. サリドマイドの <b>鏡像異性体</b> （光学異性体）のうち、一方の異性体（R体）ともう一方の異性体（S体）は体内で相互に転換するため、R体のサリドマイドを分離して製剤化しても <b>催奇形性は避けられない</b> 。	d. サリドマイドの光学異性体のうち、一方の異性体（R体）ともう一方の異性体（S体）は体内で相互に転換するため、R体のサリドマイドを分離して製剤化しても <b>催奇形性は避けられない</b> 。
212	問 47	d. イブシロンーアミノカプロン酸は、炎症の原因となる物質の生成を抑える作用を示し、 <b>目の炎症を改善する効果</b> を期待して用いられる。目の乾きを改善する有効成分としては、 <b>コンドロイチン硫酸ナトリウム（コンドロイチン硫酸エステルナトリウム）</b> や <b>精製ヒアルロン酸ナトリウム</b> が用いられる。	d. イブシロンーアミノカプロン酸は、炎症の原因となる物質の生成を抑える作用を示し、 <b>目の炎症を改善する効果</b> を期待して用いられる。目の乾きを改善する有効成分としては、 <b>コンドロイチン硫酸ナトリウム</b> や <b>精製ヒアルロン酸ナトリウム</b> が用いられる。
216	問 94	a. 特定販売は、 <b>その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する薬局製造販売医薬品、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）及び一般用医薬品の販売又は授与をいう</b> 。	a. 特定販売は、 <b>要指導医薬品は含まれない</b> 。
		b. 特定販売は、 <b>当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）、</b> 一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売しなければならない。	b. 特定販売は、 <b>当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売しなければならない</b> 。
	c. プロモバレリル尿素を含有する解熱鎮痛剤は、 <b>指定濫用防止医薬品である</b> 。	c. プロモバレリル尿素を含有する解熱鎮痛剤は、 <b>濫用等のおそれのある医薬品である</b> 。	
	問 96	d. メチルエフェドリンを含有する散剤のかぜ薬は、 <b>指定濫用防止医薬品である</b> 。	d. メチルエフェドリンを含有する散剤のかぜ薬は、 <b>依存性がある</b> 。
<b>令和3年度（2021年）</b>			
220	問 4	a. 「栄養機能食品」は、 <b>食生活において栄養成分（ビタミン、アミノ酸など）の補給を目的として摂取する者に対し、国が定めた規格基準に適合したものであれば、その栄養成分の機能の表示をする食品である</b> 。	a. 「栄養機能食品」は、身体の健全な成長や発達、健康維持に必要なビタミン、アミノ酸などの補給を目的としたもので、国が定めた規格基準に適合したものであれば、その栄養成分の健康機能を表示できる。
		b. 「特定保健用食品」は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部に規格基準に従って）特定の保健機能を示す <b>効果</b> や安全性等に関する国の審査を受け、許可されたものである。	b. 「特定保健用食品」は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部に規格基準に従って）特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する国の審査を受け、許可されたものである。

220	問 4	c. 「機能的表示食品」は、事業者の責任で化学的根拠をもとに <b>機能的関与成分が有する</b> 健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するもので、特定保健用食品とは同じく国の個別の許可を受けたものである。	c. 「機能的表示食品」は、事業者の責任で化学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するもので、特定保健用食品とは同じく国の個別の許可を受けたものである。
225	問 18	a. <b>妊婦又は</b> 妊娠している <b>と思われる</b> 女性が、滋養強壮保健薬として販売されたサリドマイド製剤を使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生した。	a. 妊娠している女性が、滋養強壮保健薬として販売されたサリドマイド製剤を使用したことにより、出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生した。
247	問 83	a. 要指導医薬品は、薬剤師が患者の容体に併せて容量を決めて販売するもののため、 <b>対面等</b> による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要である。	a. 要指導医薬品は、薬剤師が患者の容体に併せて容量を決めて販売するものため、対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要である。
251	問 95	a. 店舗販売業者は、当該店舗に貯蔵又は陳列している <b>要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）</b> 、一般用医薬品に限り特定販売を行うことができる。	a. 店舗販売業者は、当該店舗に貯蔵又は陳列している一般用医薬品に限り特定販売を行うことができる。
	問 96	次の成分（その水和物及び塩類を含む）を有効成分として含有する製剤のうち、 <b>指定濫用防止医薬品</b> として厚生労働大臣が指定する <b>医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 252 号）</b> の正誤について、正しい組合せを一つ選べ。  a. ノスカピン b. エフェドリン c. カルボシステイン d. <b>カフェイン</b>	次の成分（その水和物及び塩類を含む）を有効成分として含有する製剤のうち、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する <b>医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 252 号）</b> の正誤について、正しい組合せを一つ選べ。  a. ノスカピン b. エフェドリン c. カルボシステイン d. ジフェンヒドラミン
258	問 113	（a）による間質性肺炎については、1991 年 4 月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、（a）と（b）の併用例による間質性肺炎が報告されたことから、1994 年 1 月、（b）との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が（a）を使用して間質性肺炎を発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996 年 3 月、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して（c）が指示された。	（a）による間質性肺炎については、1991 年 4 月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、（a）と（b）の併用例による間質性肺炎が報告されたことから、1994 年 1 月、（b）との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が（a）を使用して間質性肺炎を発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996 年 3 月、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して（c）が指示された。

令和3年度（2021年）正解&解説

261	問 4	a. 「栄養機能食品」は、 <b>食生活において栄養成分</b> （ビタミン、ミネラルなど）の補給を目的として摂取する者に対し、 <b>その栄養成分の機能の表示をする食品</b> である。	a. 「栄養機能食品」は、身体の健全な成長や発達、健康維持に必要な <b>ビタミン、ミネラル</b> などの補給を目的としたものである。
263	問 36	5. 大黃甘草湯 <small>だいおうかんぞうとう</small> は、体力に関わらず使用できる。 <b>便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、湿疹・皮膚炎、ふきでもの（にきび）、食欲不振（食欲減退）、腹部膨満、腸内異常醗酵、痔</b> などの症状の緩和に適すとされる。	5. 大黃甘草湯 <small>だいおうかんぞうとう</small> は、体力に関わらず使用できる。 <b>便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、湿疹・皮膚炎、ふきでもの（にきび）、食欲不振（食欲減退）、腹部膨満、腸内異常醗酵、痔</b> などの症状の緩和に適すとされる。
267	問 89	c. 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び <b>機能性関与成分が有する</b> 機能性の根拠に関する情報などが <b>消費者庁長官へ届け出られたもの</b> である。	c. 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが <b>消費者庁長官へ届け出られたもの</b> である。
268	問 96	設問に該当する医薬品は、 <b>エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、ジフェンヒドラミン、デキストロメトルファン、プロモバルレリル尿素、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン</b> である。	設問に該当する医薬品は、 <b>エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、プロモバルレリル尿素、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン</b> である。
269	問 113	(a: <b>小柴胡湯</b> <small>しょうさいことう</small> )による間質性肺炎については、1991年4月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、(a: <b>小柴胡湯</b> <small>しょうさいことう</small> )と(b: <b>インターフェロン製剤</b> )の併用例による間質性肺炎が報告されたことから、1994年1月、(b: <b>インターフェロン製剤</b> )との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が(a: <b>小柴胡湯</b> <small>しょうさいことう</small> )を使用して間質性肺炎を発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996年3月、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して(c: <b>緊急安全性情報の配布</b> )が指示された。	(a: <b>小柴胡湯</b> <small>しょうさいことう</small> )による間質性肺炎については、1991年4月以降、使用上の注意に記載されていたが、その後、(a: <b>小柴胡湯</b> <small>しょうさいことう</small> )と(b: <b>インターフェロン製剤</b> )の併用例による間質性肺炎が報告されたことから、1994年1月、(b: <b>インターフェロン製剤</b> )との併用を禁忌とする旨の使用上の注意の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が(a: <b>小柴胡湯</b> <small>しょうさいことう</small> )を使用して間質性肺炎が発症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996年3月、厚生省（当時）より関係製薬企業に対して(c: <b>緊急安全性情報の配布</b> )が指示された。